

第2節 実施する主な取組と具体的な内容

I 早期からの教育相談と支援体制の充実

《第2期千葉県教育振興基本計画》

10 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進

(1) 早期からの教育相談と支援体制の充実

障害のある子どもへの一貫した教育相談と支援体制を充実させるため、関係者・関係機関の円滑な連携を確かなものとするネットワークの構築を図るとともに、その活用と支援体制の充実に努めます。

【主な取組1・2】

県教育委員会では、障害のある幼児児童生徒への一貫した教育相談と支援の充実に向けて、特別支援学校のセンター的機能の充実を図るとともに、千葉県総合教育センター特別支援教育部や千葉県子どもと親のサポートセンターなどでの教育相談の充実に努めてきました。

また、就学等早期支援に関わる関係者の研修の充実、保護者や教職員向けのリーフレットやQ&A集等の作成・周知、関係機関が連携して取り組むための教育相談支援ネットワークの構築などを進めるとともに、幼稚園等における「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成・活用を推進し、早期からの一貫した支援に努めてきました。

今後、県教育委員会では、これまでと同様に、以下の2つの取組を柱に、早期からの教育相談と支援体制の充実を図っていきます。

【主な取組1】 早期からの教育相談・支援体制の一層の充実

特別支援学校において、医療、保健、福祉等の関係機関や民間団体、NPO等と協力しながら障害のある乳幼児とその保護者に対する、早期からの教育相談や支援体制の充実を図ります。また、千葉県総合教育センター特別支援教育部や千葉県子どもと親のサポートセンターなどにおける相談の充実を図ります。

[重点I 取組1-①]

特別支援学校が作成する相談・支援のリーフレット等に、学校、医療、保健、福祉、労働の関係機関相互の連携状況やその効果を紹介します。

また、特別支援学校は、市町村教育委員会と連携し、健康診断や育児相談等の場における教育相談を実施し、教育相談・発達相談の機会の充実を図ります。

〔重点Ⅰ 取組1-②〕

県総合教育センター特別支援教育部では、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の発達や養育・教育上の悩みについて電話相談、来所相談の他、メール相談、必要に応じて医師が相談を受ける医療相談、学校に所員が出向いての出張相談の充実を図ります。今後も、障害のある幼児児童生徒とその保護者にとって、「いつでも、どこでも」安心して相談できる取組を行います。

千葉県子どもと親のサポートセンターでは、小・中学校等の児童生徒の不登校・いじめ等様々な課題解決と心豊かな成長を支援するために、電話相談、来所相談、FAX相談、メール相談の充実を図ります。不登校の背景として考えられる発達障害への対応もできるよう、千葉県総合教育センター特別支援教育部と連携しながら、今後も、個々の状況に応じて、本人及び保護者や学校・教職員に対し、相談活動を通して適切な支援を行います。

〔重点Ⅰ 取組1-③〕

特別支援学校、教育事務所、千葉県総合教育センター特別支援教育部、千葉県子どもと親のサポートセンター、市町村教育委員会等の教育関係者で行っている相談支援に関するネットワーク会議に障害福祉施設等の福祉関係者を加えたり、保健医療福祉分野のネットワーク会議と組織を一本化したりするなど、教育部門と保健・医療・福祉部門の連携について具体的な方法等を検討するとともに、多角的なアドバイスができるような相談支援体制の充実を図ります。また、ネットワーク会議の情報を、学校、医療、保健、福祉、労働の関係機関に必要なに応じて発信し、関係者の連携の強化を図ります。

〔重点Ⅰ 取組1-④〕

引き続き、教育事務所に、豊かな知識と経験を有する職員を教育相談担当者として活用したり、専任の教育相談担当者を配置したりするなど、各教育事務所における教育相談の充実を図るとともに、各市町村教育委員会における教育相談支援窓口や、特別支援学校の教育相談窓口について広く周知し、早期からの教育相談につなげていきます。

また、教育事務所特別支援教育担当指導主事等が市町村教育委員会と連携を密にしながら幼稚園等を訪問し、助言を行うことで、早期からの支援体制の充実に努めていきます。

〔重点Ⅰ 取組1-⑤〕

県教育委員会では、幼稚園等に在園する発達障害を含む障害のある幼児が安心して園生活を過ごせるように、特別支援アドバイザーの派遣等、外部人材の活用に努めます。（「コラム2」参照）

【主な取組2】 適切な就学の相談支援の充実

幼稚園等において、支援が必要な就学前の幼児に対する「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成に関し、特別支援学校が協力を行うなど適切な就学の支援を行います。また、関係機関のネットワークを活用しながら、きめ細かな就学相談、就学事務に努めます。

〔目標値の設定〕

目標項目	現状（平成28年度）	目標（平成33年度）
公立幼稚園等の「個別の教育支援計画」作成率	72%	88%
公立幼稚園等の「個別の指導計画」作成率	85% ※	97%

※個別の支援計画を作成したもののうちの作成割合（%）

〔重点I 取組2-①〕

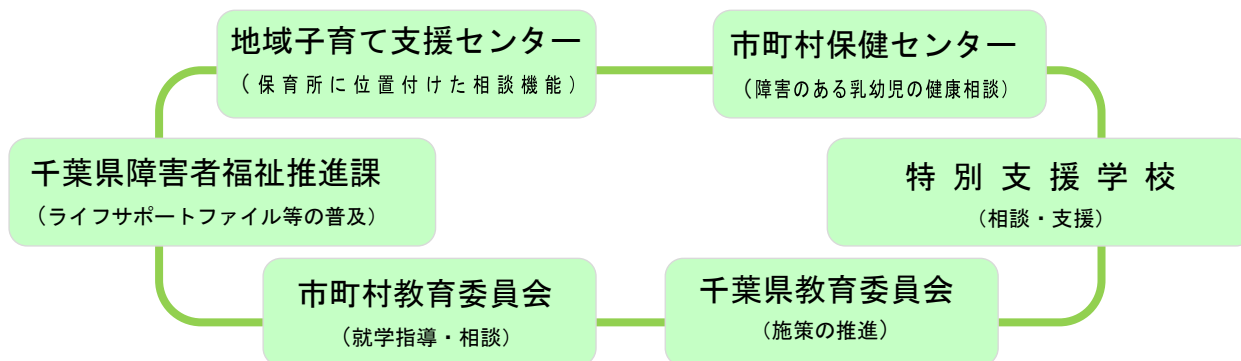
県教育委員会や特別支援学校が、保護者や市町村教育委員会、幼稚園等に向けて啓発資料を作成したり、幼稚園等の職員に対する研修において個に応じた計画の作成方法や活用効果を周知したり、書きやすく使いやすい計画の様式例を示したりするなどして、就学前の療育機関において「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成及び活用を促進します。

また、幼稚園等から小学校への引継ぎにおいて「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の活用を推進し、一貫した支援の充実に努めます。（「コラム3」参照）

〔重点I 取組2-②〕

県教育委員会では、市町村教育委員会の就学相談や就学事務担当者、市町村教育支援委員会の委員に対する研修の充実を図るとともに、市町村教育委員会と特別支援学校の連携を深めます。

また、市町村教育委員会、特別支援学校、県や市町村の相談機関等のネットワークを活用し、きめ細かな切れ目のない相談・支援を進めます。【図9】



【図9】 早期の教育相談支援ネットワーク図

〔重点Ⅰ 取組2-③〕

障害のある幼児児童生徒のライフステージに応じて、教育的ニーズに最も的確に
応えることのできる学びの場について、教育支援委員会において多面的に検討し、
適切な相談・支援を行うとともに、就学後のフォローアップに努めます。

また、それぞれの障害について専門性の高い特別支援学校の教員を、県教育支援
委員会協力員に指名し、就学に関する調査や資料の作成等を行うなど、適切な就学
の支援に努めます。

〔重点Ⅰ 取組2-④〕

市町村教育委員会就学相談・就学事務担当者や特別支援学校の特別支援教育コー
ディネーター等が、幼稚園や保育所等を定期的に巡回して丁寧な就学相談を行い、
障害のある幼児の就学についての理解を推進します。



Ⅱ 連続性のある「多様な学びの場」と支援の充実

《第2期千葉県教育振興基本計画》

10 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進

(2) 連続性のある多様な学びの場と支援の充実

障害のある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するとともに、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、通常の学級、「通級による指導」、特別支援学級、特別支援学校など連続性のある多様な学びの場の整備と、一人一人の子どもがその力を発揮できる取組の充実を図ります。また、医療的ケアの必要な児童生徒が増加していることを踏まえ、特別支援学校の多様な支援機能を提供します。

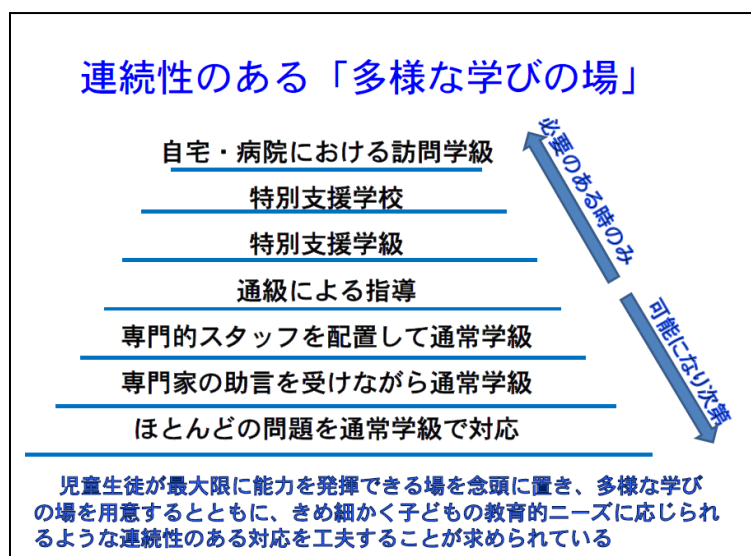
主な取組1～7

千葉県では、幼稚園、小・中学校及び高等学校等での「個別の教育支援計画」のもと、個々の教育的ニーズに応じた支援に努めてきました。

特別支援学校では、全ての幼児児童生徒に「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」を作成し、より評価と連動する指導内容等の工夫及び改善を重ねてきました。

一方、幼稚園、小・中学校及び高等学校等においては、発達障害を含めた障害のある幼児児童生徒に対して、「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」に基づく指導・支援の充実を図ることについて、各教育事務所を通じて各市町村教育委員会に働きかけてきたところです。

また、かねてより行われている交流及び共同学習の実施に加え、通常学校での支援の充実を図るため、県立特別支援学校の「通級による指導」の展開等によるセンター的機能の活用、特別支援アドバイザーの派遣、そして、特別支援教育支援員の配置等、千葉県ならではの連続性のある「多様な学びの場」の支援の充実を図ってきました。



【図10】 連続性のある「多様な学びの場」のイメージ図（文部科学省資料より）

小・中学校等においては、「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」の作成率100%を目指すとともに、引き続き、特別支援学級、「通級による指導」担当者の専門性の向上等を推進していく必要があります。

また、平成28年12月に示された「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」中央教育審議会（答申）では、「特別支援教育の充実を図るための取組の方向性」として、「小学校等の通常の学級においても、発達障害を含む障害のある児童生徒が在籍している可能性があることを前提に、すべての教科等の授業において、資質・能力の育成を目指し、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援ができるよう、障害種別の指導の工夫のみならず、各教科等の学習プロセスにおいて考えられる困難さに対する指導の工夫の意図、手立ての例を具体的に示すことが必要である。」と記しています。

今後は、通常の学級に在籍する発達障害等を含めた障害のある幼児児童生徒への指導の充実を図るために、以下の7つの取組を推進していきます。

【主な取組1】 地域で共に学び育つ教育の推進

特別支援学校と近隣の小・中学校等の幼児児童生徒との交流や共同学習を促進するとともに、地域の人々が障害のある子供たちへの理解を深める啓発活動などの取組を一層進めていきます。

千葉県で学び育つ子供たちが、将来、地域社会において、あるいは国際社会の中で、相互に人格と個性を尊重し合える豊かな感性を持ち、その力を発揮していく人材として育む上で、同じ学校に在籍する障害のある幼児児童生徒を理解し、互いの個性を尊重し合えるようにすることを目指します。そのためには、特別支援学級や特別支援学校に在籍する幼児児童生徒との交流及び共同学習は極めて重要なものと言えます。（「コラム5」参照）

この交流及び共同学習を進めるに当たって、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒及び関係する全ての人が、可能な限り、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒が、互いによさを認め合い、ともに学ぶ仲間であると認識できるようにしていくことが重要です。

その意味で、東京オリンピック・パラリンピックを契機とした、国や千葉県の取組に合わせて、障害がある人の生涯学習の推進に、障害者スポーツを交流及び共同学習に活用することは大きな意味があります。現状の障害者スポーツを交流及び共同学習に活用する取組としては、県立千葉盲学校と高等学校とのフロアーバレーでの交流等があげられます。

また、障害者がスポーツを行うに当たって、現状では、場所の確保が困難であることが多いということも言われています。そこで、特別支援学校の施設開放を積極的に活用して、障害者スポーツの進展、障害者スポーツを活用した交流及び共同学習等の推進に取り組みます。

〔目標値の設定〕

目標項目	現状（平成27年度）	目標（平成33年度）
障害者スポーツを通じた交流の実施回数	18校 のべ72回 実施率 51.4%	22校 実施率 60.0%
放課後や休日の障害者スポーツ等の体育館施設開放状況	8校 体育施設開放実施率 22.9%	12校 体育施設開放実施率 34.3%

〔重点Ⅱ 取組1-①〕

共生社会の形成に当たり、全ての学校において、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒が共に学び、互いを社会の構成員として尊重し理解し合う気持ちを育てていきます。そのため、県教育委員会の方針に沿って、思いやりのある豊かな心を育む道徳教育や人権教育の中でも障害者理解教育の推進に努めます。

また、特別支援教育の理解啓発のために、手話等を取り入れた学習活動の設定や障害に応じた参考資料の作成・活用を推進したり、優良実践事例を紹介したりして、学び合いの機会となる集団活動や交流及び共同学習が行われるように、一層推進していきます。

〔重点Ⅱ 取組1-②〕

特別支援学校と幼稚園、小・中学校及び高等学校等との交流及び共同学習を相互に楽しめるような、特別支援学校の専門性のある教育資源を活用した障害者スポーツ（軟式野球、卓球、フロアーバレー、盲人卓球、フライングディスク、ボッチャ等）を活用して進めます。

〔重点Ⅱ 取組1-③〕

障害のある人が生涯に渡ってスポーツや文化活動を楽しむための基盤づくりとして、特別支援学校を活用した学校開放や千葉県障害者スポーツレクリエーションセンター等の活用に一層取り組んでいきます。

【主な取組2】 合理的配慮の充実と基礎的環境整備の推進

一人一人の障害特性と教育的ニーズに応じて決定される合理的配慮と、その合理的配慮を実現していくための基礎となる教育環境の充実を図ります。

合理的配慮の充実と基礎的環境整備の推進に当たって、実質的に小・中学校等でこれまで大きな役割を果たしてきたのは、特別支援学級と通級による指導の場であり、担当する教員でした。障害の可能性のある幼児児童生徒とその保護者の障害の受容へ至るまでの過程の心理的な安定を含めた支援や一人一人の教育的ニーズに応じた指導から進路に向けた指導まで、担当教員による細かい実践が積み重ねられてきました。

その成果は、前述したとおり特別支援学級の児童生徒数が増加しており、平成28年度の対象数が、平成18年度比約1.9倍、「通級による指導」（発達障害が対象として加わった基準年度）の増加が同様に約3倍となっています。

特に、平成19年度以降、特別支援教育へ転換した大きな要因であった発達障害の理解啓発と指導方法の改善に対して特別支援学級や「通級による指導」が果たしてきた役割は極めて大きいものでありました。

小・中学校等の特別支援学級及び「通級による指導」の担当教員は、千葉県の中で、特別支援教育の対象となる幼児児童生徒に対して、最も多く指導・支援してきました。今後、高等学校で展開する「通級による指導」のモデルとして、積み上げてきた合理的配慮や具体的な指導方法等を高等学校に提供していく立場であると考えます。

県教育委員会では、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（いわゆる「障害者差別解消法）」が平成28年4月から施行されたことを受けて、同年3月30日付けで「障害を理由とする差別の解消の推進に関する千葉県教育委員会職員対応要領」を策定しました。

また、平成29年3月には「合理的配慮事例集～小中学校の通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある児童生徒の事例を中心に～」を作成・配付し、学習に関すること及び生活に関することの30の事例を明示したところです。（「合理的配慮事例集」は県教育委員会特別支援教育課のホームページに掲載）

これまで県内の各学校で積み上げてきた取組の重要性が、改めて確認されたところであり、今後も、県内の全ての学校において、合理的配慮の適切な提供について研修を積み重ねていきます。

〔重点Ⅱ 取組2-①〕

県内の全ての学校において、引き続き、障害の有無に関わらず全ての幼児児童生徒に分かりやすく、学習や学校生活への興味や意欲が向上する授業づくり・学級集団づくりを推進するよう、授業力向上につながる研修を千葉県総合教育センター等において実施します。

〔重点Ⅱ 取組2-②〕

障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた合理的配慮の提供を徹底し、障害特性の理解促進を図ります。また、適切な指導・評価の実践が広がるよう、指導者のスキルアップにつながる参考資料の作成や、Web上の支援サイトの開設など、支援環境づくりを推進します。

また、千葉県総合教育センターとの連携により、県内の全ての学校を対象として、特別支援教育に関するスキルアップのための研修の充実を図っていきます。

〔重点Ⅱ 取組2-③〕

定期的に教職員向けの指導資料集を作成・配布し、教職員の指導力向上に努めます。今後も、合理的配慮の先進的な事例を蓄積し、事例集を発行したり、モデル校の実践発表を行ったりして、合理的配慮の共有化を図ります。

〔重点Ⅱ 取組2-④〕

全ての特別支援学級に在籍する児童生徒及び「通級による指導」の対象児童生徒に係る「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成率を100%にし、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援を充実させていきます。

〔重点Ⅱ 取組2-⑤〕

合理的配慮の提供の申出のあった通常の学級に在籍する発達障害等の障害のある児童生徒に係る「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成率を100%にすることを目指します。これらの計画に本人・保護者等と合意形成した合理的配慮の内容を明記するとともに、計画に基づき適切に提供していきます。

〔重点Ⅱ 取組2-⑥〕

各学校で作成する通常の学級における各教科等の指導案に、発達障害等の障害のある児童生徒のもつ学習の困難さに対する指導の工夫の意図、手立てを具体的に明記することを推進していきます。

【主な取組3】 学校を支える外部人材や地域の教育資源の活用と充実

特別支援アドバイザーや特別支援教育支援員の配置による小・中学校等や高等学校等への支援の充実を図るとともに、特別支援学校に専門性の高い外部人材を配置し、地域内の小・中学校等に対するセンター的機能の充実に取り組みます。

県教育委員会では、特別支援アドバイザー（「コラム2」参照）や特別支援教育支援員の配置に取り組んできました。特別支援アドバイザーに臨床心理士等の専門性の高い職員を配置し、可能な限り長期間、学校の生活の様子を把握した上で、学校で児童生徒が学習や生活をしやすいように学校の指導体制に対してアドバイスをしています。

また、幼稚園、小・中学校及び高等学校等の障害のある幼児児童生徒に対して、それぞれの障害種に応じた専門的な指導・支援方法をするために、特別支援学校の特別支援教育コーディネーターや「通級による指導」担当者等を中心として、地域支援に努めています。

〔重点Ⅱ 取組3-①〕

幼稚園等が、特別支援学校等の有する専門的な支援機能を活用して教育相談や就学相談ができるよう、特別支援学校の取組や相談方法の周知に努めるとともに、幼稚園教諭への研修の充実を図ります。

〔重点Ⅱ 取組3-②〕

小・中学校等が、特別支援学校の有する専門的な支援機能を効果的に活用できるよう、特別支援学校の取組や相談方法の周知に努めます。

〔重点Ⅱ 取組3-③〕

特別支援教育支援員による支援を受けることによって、生徒が充実した学校生活を過ごし、希望の進路へ進むなど、効果が大きいことから、県立高等学校への特別支援教育支援員配置に引き続き取り組んでいきます。

〔重点Ⅱ 取組3-④〕

高等学校に在籍する発達障害を含む障害のある生徒が、安心して学校生活を過ごせるように、特別支援アドバイザーや県専門家チーム委員の派遣等、外部人材の積極的な活用に努めます。

【主な取組4】 高等学校における特別支援教育の充実

高等学校における発達障害やその可能性のある生徒の才能を伸ばす生活・学習支援の取組や職業的自立に向けたキャリア教育の充実についての実践研究を行い、関係機関、地域企業等との連携を強化するとともに、研究成果の教育課程上への位置付けを図ります。

これまで高等学校では、小・中学校等のように障害に応じた学習を行う場がなかったため、研究指定校により障害に応じた指導の研究を積み重ねてきました。また、同様に障害のある高校生の就労の在り方についても研究を積み重ねてきました。

今後、こうした成果を県内の高等学校で共有し、自己理解に基づくキャリア教育の一層の充実を目指していきます。

〔重点Ⅱ 取組4-①〕

高等学校の障害のある生徒の進路実現に向けたキャリア教育の充実（進路先の確保等を含む）を図るよう、研究指定校の成果を県内の高等学校に周知します。

〔重点Ⅱ 取組4-②〕

障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする自立活動等について、高等学校においても実施できるよう、「特別の教育課程」（自立活動）の編成に関する研究や、教科指導等を通じた個々の能力・才能を伸ばす指導の充実に関する研究を行ってきました。これまで取り組んできた内容を踏まえ、今後はさらに特別支援学校と連携した研究及び実践も進めていきます。

また、平成30年度から高等学校における「通級による指導」が制度としてスタートすることを踏まえて、実施体制等について検討を進め、担当教員の配置に努めるとともに、特別な教育課程を含めた教育課程の編成や評価、さらには県内のネットワークの構築等を進めていきます。（「コラム4」参照）

〔重点Ⅱ 取組4-③〕

高等学校の発達障害を含む障害のある生徒が、卒業後に職業的に自立をしていくことができるよう、高等学校と特別支援学校、ハローワークや障害者就業・生活支援センター等が連携して、就労支援を行っていくための体制を充実させます。

さらに特別支援学校の就労に関するノウハウを活用することで、高等学校における障害のある生徒の一人一人に応じたキャリア教育の充実を目指します。

【主な取組5】 ICTを活用した教育の推進

障害のある児童生徒の情報活用能力を育成するため、教育用コンピュータの整備・更新を進めます。

また、学習効果を高める観点からICTを活用した遠隔教育について、指導方法の開発や教育効果等の調査研究を実施し、障害の特性に応じた指導の充実やICTを活用した教育の普及促進を図ります。

これまで、病弱特別支援学校をはじめ、その他の視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、知的障害のいずれの特別支援学校においても、ICTの活用を教育課程に位置付け、指導の充実に取り組んできました。

基礎的環境整備である、それぞれの障害に応じたネットワークの形成、専門性のある指導体制の確保、「個別の教育支援計画」の作成及び活用、教材の確保、施設設備の整備、専門性のある教員等の人的配置、個に応じた特別な指導、交流及び共同学習の観点等について、体制整備や指導の充実を図っています。

〔目標値の設定〕

目標項目	現状（平成28年度）	目標（H33年度）
県立特別支援学校に教育用コンピュータを整備し、児童生徒の障害の状況に応じた指導の効果を高められるように、教員がICTを活用して指導する力を高める	すべての県立特別支援学校に整備（H27年度）した、原則8台のパソコンと、2台のタブレット端末機を授業に活用している。 教員が授業中ICTを活用する指導力調査で、できる割合75.2%	今後、必要に応じて整備の充実を図る。 授業でのICT活用の充実を図る。 教員が授業中ICTを活用する指導力調査で、できる割合90%

〔重点Ⅱ 取組5-①〕

小・中学校及び高等学校等での障害のある児童生徒に対するICTを活用した合理的配慮の具体的な手立てとして、入院児童生徒への遠隔教育、不登校児童生徒への活用、肢体不自由児童生徒のコミュニケーションとしての教育用コンピュータの活用、視覚障害や聴覚障害のある児童生徒へのグローバル教育等におけるICTの活用が進むように実践事例等を紹介します。

〔重点Ⅱ 取組5-②〕

入院などの事情を抱える児童生徒が、ICTを活用して授業を効果的に受けることができる仕組みや教育課程の内容、指導と評価の方法等の充実を目指します。

またICTの活用について特別支援学校と転学前に在籍していた小・中学校及び高等学校等との連携を含めた児童生徒の学習の機会の保障に努めます。（「コラム7」参照）

〔重点Ⅱ 取組5-③〕

ICTを用いた交流及び共同学習により、県内にとどまらず、他県や外国の同じ障害のある児童生徒と交流することにより、障害や病気があっても、視野を広げたり、外国語の学習に積極的に取り組んだりすることができるようにしていきます。

また、県内各地の学校間で、テーマごとに交流できる取組の研究等について進めていきます。

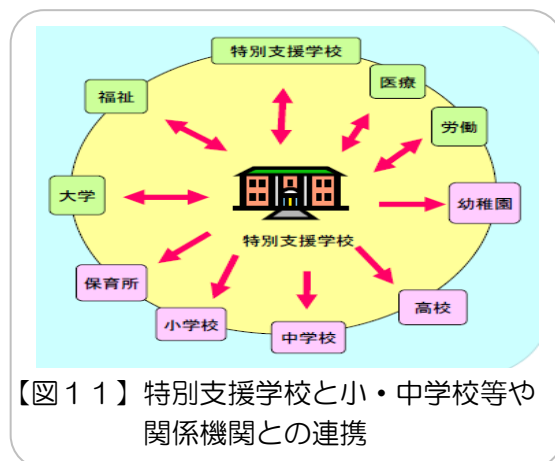
【主な取組6】 特別支援学校が有する多様な機能の活用

特別支援学校において、一人一人の障害の状態に適した教材教具を整備し、分かりやすい授業の推進を図るなど、在籍する幼児児童生徒に対するきめ細かな教育を充実します。

また、通級指導教室をはじめとした、特別支援学校の総合的な教育機能を充実させ、多様な教育的ニーズへの対応を推進します。

これまで、県内全域の小・中学校等では、難聴、言語、弱視、肢体不自由、病弱、自閉症・情緒、LD、ADHDの「通級による指導」の展開を進めてきました。

また、特別支援学校では地域ネットワークと連携【図11】して、在籍する幼児児童生徒へはもちろんのこと、該当する地域全体の拠点として「多様な学びの場」をつくりあげる努力をしてきました。そして、平成13年度から聴覚障害、平成22年度から視覚障害、平成25年度から肢体不自由、病弱において、より専門性の高い県立特別支援学校の「通級による指導」を展開しています。その他、様々な教育支援機能を充実させることにより、多様な教育的ニーズへも対応しています。



【図11】 特別支援学校と小・中学校等や関係機関との連携

【目標値の設定】

目標項目	現状（平成28年度）	目標（H33年度）
特別支援学校による障害にに応じた「通級による指導」の場の増加	16か所 （聴覚障害・視覚障害・肢体不自由・病弱身体虚弱に応じた「通級による指導」を展開する特別支援学校の延べ学校数16校、実質13校）	32か所 （聴覚障害・視覚障害・肢体不自由・病弱身体虚弱に応じた「通級による指導」を展開する特別支援学校の延べ学校数32校、実質17校） ※ P61～64

コラム 13 県立特別支援学校における「通級による指導」とは

「通級による指導」は、小・中学校の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に対して、各教科等の授業は通常の学級で行いつつ、障害に応じた特別の指導である自立活動等を「通級指導教室」といった特別の場で行う特別支援教育の一つの形態です。

千葉県では、平成13年より千葉聾学校による聴覚障害の「通級による指導」を開始しました。視覚障害は平成22年から千葉盲学校で、肢体不自由・病弱は平成25年から開始しています。平成28年度では特別支援学校13校、複数障害に対応している学校があり、のべ16校展開しています。

【内訳】 聴覚障害3校 視覚障害2校 病弱3校 肢体不自由8校

対象児童生徒等の障害の状況や通級のしやすさにより、サテライト教室・巡回指導・本校通級といった様々な形態で「通級による指導」を展開しています。

平成33年度(予定)

「通級による指導」を展開する特別支援学校

(視覚障害)

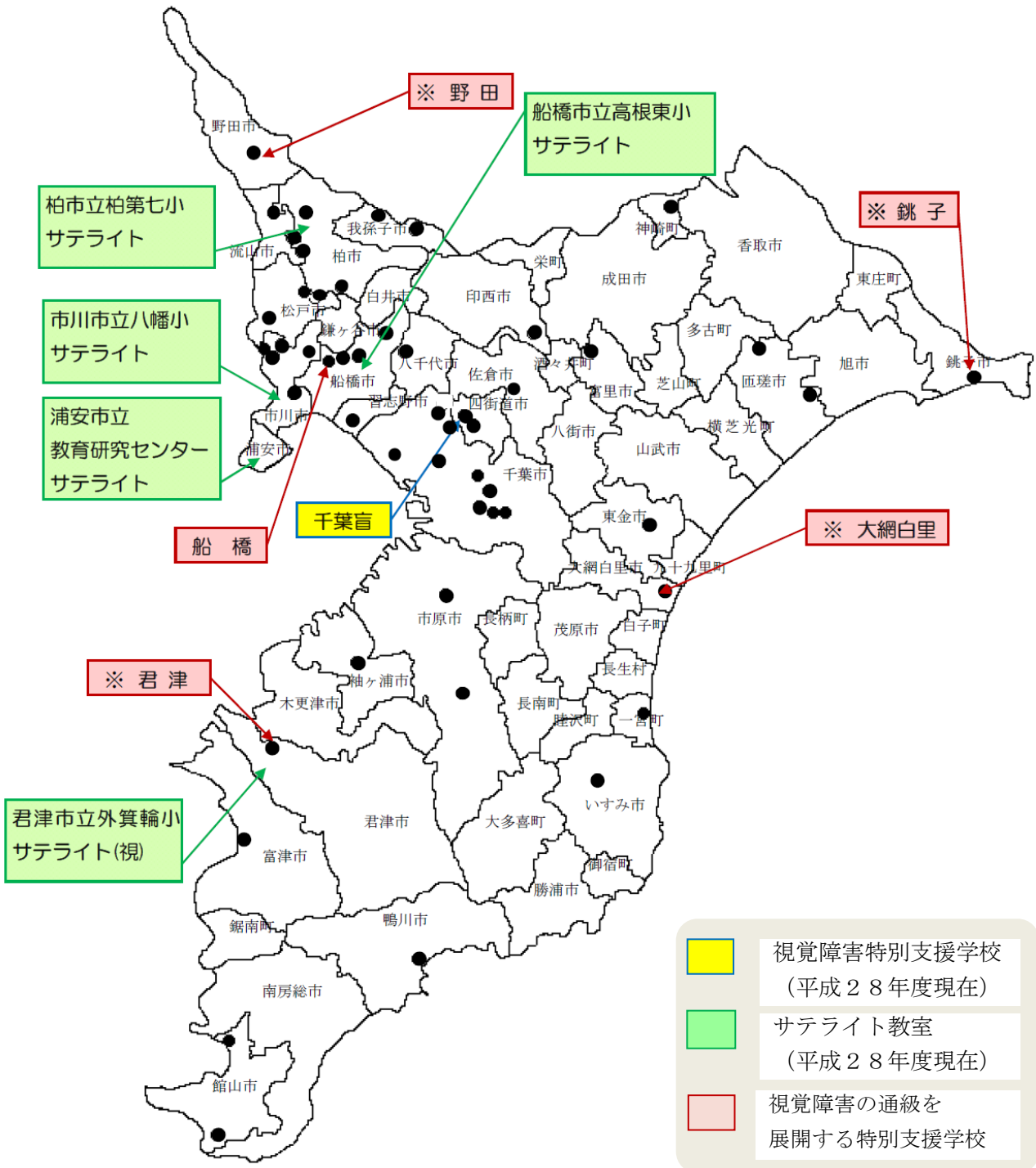
第1章

第2章

第3章

第4章

関係資料



第1章

第2章

第3章

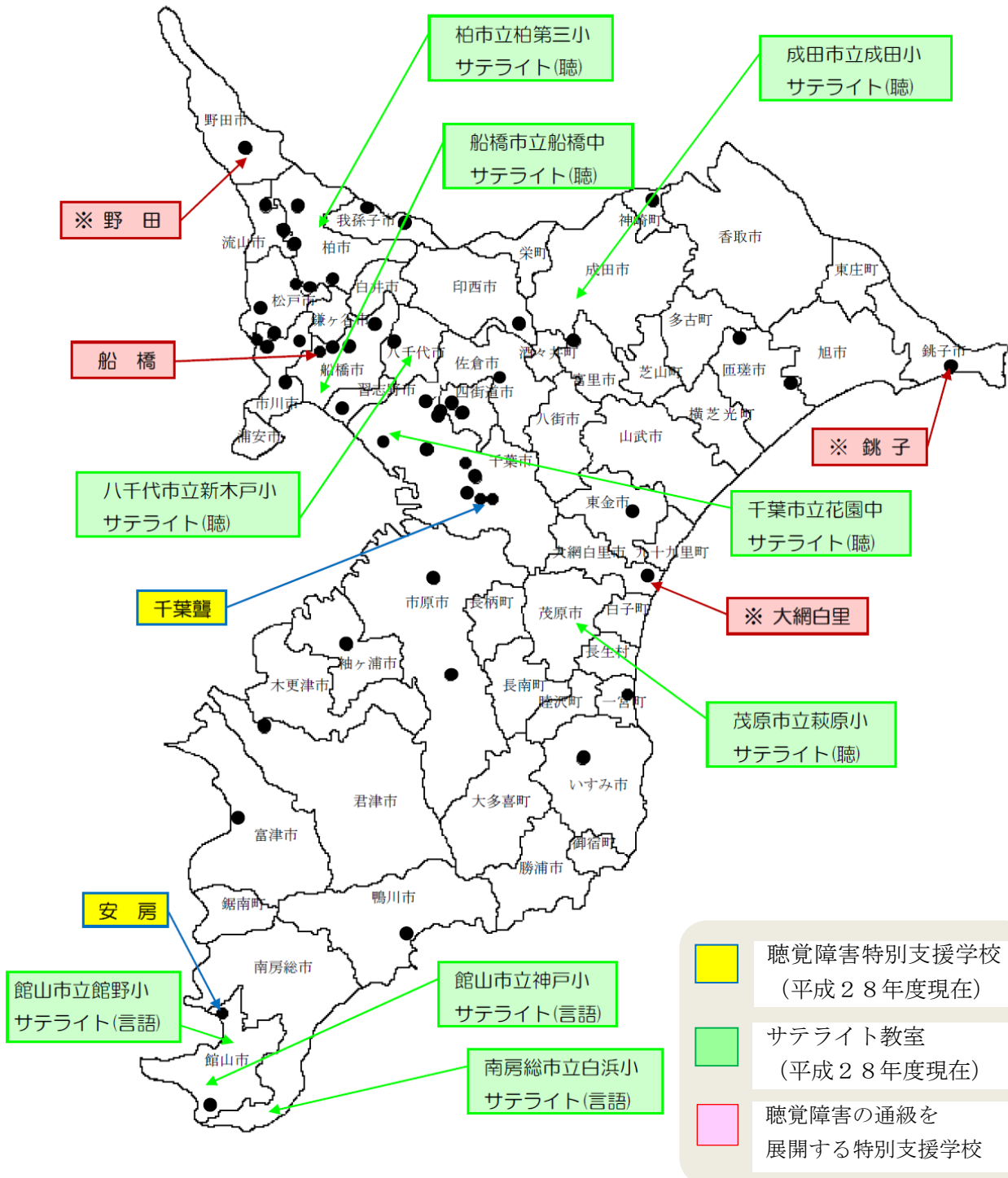
第4章

関係資料

平成33年度(予定)

「通級による指導」を展開する特別支援学校

(聴覚障害・言語障害)

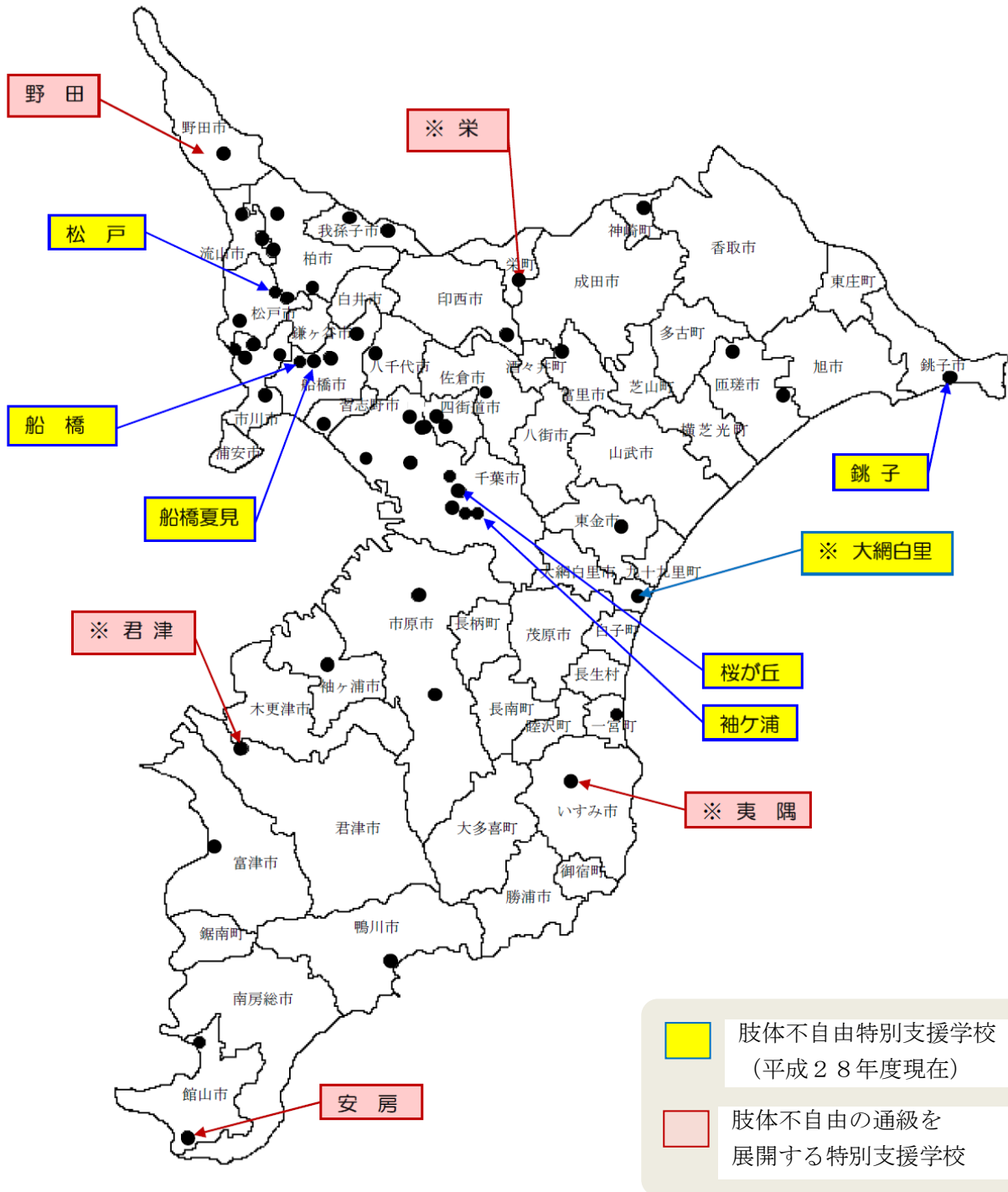


※印は今後の予定

平成33年度(予定)

「通級による指導」を展開する特別支援学校

(肢体不自由)



※印は今後の予定

第1章

第2章

第3章

第4章

関係資料

第1章

第2章

第3章

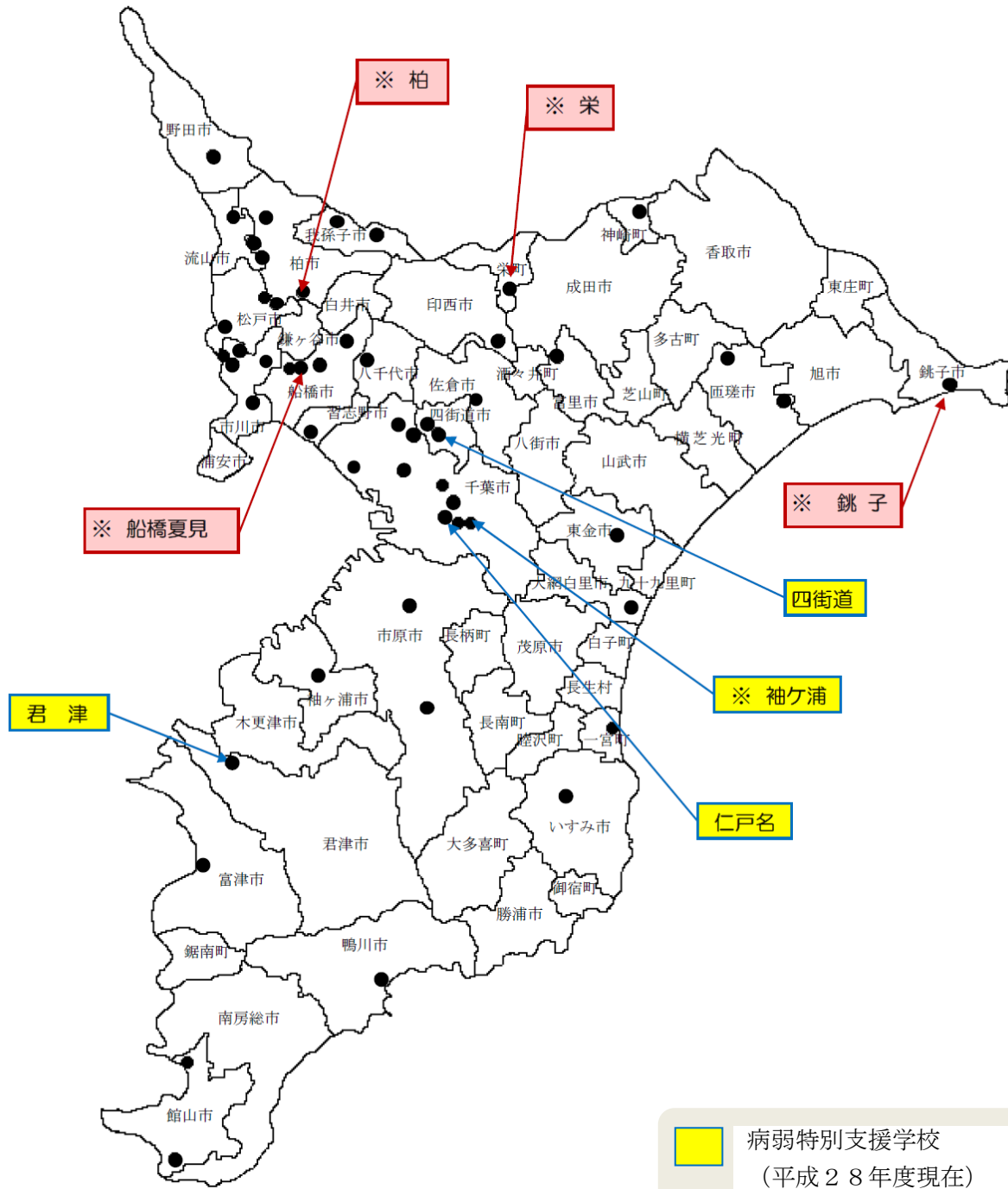
第4章

関係資料

平成33年度(予定)

「通級による指導」を展開する特別支援学校

(病 弱)



- 病弱特別支援学校
(平成28年度現在)
- 病弱の通級を展開する特別支援学校

※印は今後の予定

〔重点Ⅱ 取組6-①〕

特別支援学校による「通級による指導」の機能の拡大を図り、一人一人の教育的ニーズに応じた支援が地域で受けられるように努めます。特に、これまで県央部に集中していた視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱の各障害に対する支援機能を県全域に展開するとともに、拠点となる特別支援学校が多様な障害種に対応する総合的な教育機能を有するようにします。

また、平成30年度からの高等学校における「通級による指導」の実施に向け、特別支援学校と高等学校が連携した支援の方向性、方法等を検討し、体制を整えていきます。（「コラム13」参照）

〔重点Ⅱ 取組6-②〕

様々な障害のある幼児児童生徒への指導上の工夫改善をした「分かる授業」の実践事例や特別支援学校が有する教材・教具等を積極的に紹介して、教職員をサポートする体制づくりを進めます。

また、各特別支援学校が積み上げてきた研修内容・体制を地域の幼稚園、小中学校及び高等学校等の特別支援教育コーディネーター、特別支援学級の担任、「通級による指導」の担当者等に紹介・提供していきます。

〔重点Ⅱ 取組6-③〕

理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）などの外部人材を引き続き特別支援学校に非常勤講師として配置することで、特別支援学校の専門性をより高め、そのノウハウを幼稚園、小・中学校及び高等学校等に広げることで、多様な教育的ニーズへの対応を推進します。

〔重点Ⅱ 取組6-④〕

特別支援学校が有する障害に関する専門性と発達障害や医療的ケア・精神疾患を含む自立活動に関する指導方法や内容等に関連する指導・支援機能を、地域で共有する教育資源として、幼稚園、小・中学校及び高等学校等や地域の様々な機関や団体に対して、積極的に周知し、活用機会の拡大を図ります。

〔重点Ⅱ 取組6-⑤〕

学習指導要領の改訂により、児童生徒の実態に応じた指導方法や指導体制の工夫改善を通じて、個に応じた指導を推進することが求められています。一人一人の発達や成長を支える視点から、知的障害のある児童生徒の各教科の指導と評価の在り方を開発し、今後の教育課程の改善に取り組んでいきます。

【主な取組7】 様々な困難をかかえる子供への支援の充実

特別支援学校に在籍する医療的ケアの必要な児童生徒に対し、安全で確実な支援ができるよう、担当する教員及び特別非常勤講師（看護師）への研修を充実します。

また、強度行動障害、精神疾患、高次脳機能障害、その他様々な事情で学習や生活に著しい困難をかかえる児童生徒への適切な支援の充実を図ります。

これまで本県では、平成9年度の県立船橋特別支援学校における医療的援助行為に係る研究指定を皮切りに、看護師の配置などの準備を進め、平成17年度から医療的ケアとして取組を始めました。平成28年度は実施校27校、看護師62名を配置し障害の重い幼児児童生徒の学校生活における健康面及び安全面の向上に努めるなど積極的に展開を進めています。

今後も、医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が安全安心で健康的な学校生活を送ることができるよう、障害の状態や程度に応じて対応に努めていきます。（「コラム6」参照）

また、幼児児童生徒への適切な支援の充実については、千葉県総合教育センターで、小・中学校等での特別支援教育に関する基礎に関する研修、特別支援教育コーディネーターや「通級による指導」担当者の専門性の向上に関する研修を展開し、幼・小中学校・高等学校等及び特別支援学校で必要な研修の充実を図っています。県内の特別支援学校、特別支援学級の指導案等をデータベースとして保存するとともにホームページから閲覧できるようにしています。

さらに、同特別支援教育部では特別支援教育に関する図書や映像資料等を保存しており、貸し出しを行っています。

また、特別支援学校では、国立特別支援教育総合研究所（NISE）と連携し、専門性の高い研修を受講する機会を継続的な実施を図っています。

〔重点Ⅱ 取組7-①〕

特別支援学校のみならず、高等学校においても、引き続き、修学旅行、宿泊学習、校外学習等において医療的ケアを必要とする生徒の安全確保のため、医師、看護師、特別支援教育支援員の同行体制の充実を目指します。

また、幼稚園、小・中学校及び高等学校等の医療的ケアが必要な幼児児童生徒が安全安心な学校生活を送れるよう、医療的ケアネットワークをつくっていきます。

さらに、国に対し、特別支援学校への正規職員としての看護師配置を、引き続き要望していきます。

〔重点Ⅱ 取組7-②〕

県で行う特別支援教育の理解を深めるための研修については、小・中学校及び高等学校等の管理職の悉皆研修とし、学校全体の特別支援教育の推進を図れるようにしています。

今後は、幼稚園、小・中学校及び高等学校等の通常学級の教員も特別支援教育の理解を深められるよう、さらには全ての学校の特別支援教育コーディネーターが、より専門性の高い研修を受けられるように計画していきます。

〔重点Ⅱ 取組7-③〕

平成28年度に、県内初の児童心理治療施設（※）内に分教室を開設し、福祉・医療と連携して、情緒障害児に対応する新たな学びの場を展開しました。また、県内の強度行動障害等への実践を重ねてきた特別支援学校を研究指定し、この成果を研究報告会で県内に周知しました。

今後、強度行動障害、精神疾患等のこれまで各特別支援学校に研究の蓄積が少ない障害等について、研究校での実践を県教育委員会ホームページに掲載し、指導方法等の共有化を図ります。

また、千葉リハビリテーションセンターや精神保健福祉センター、各地の小児科、小児精神科の医師と協力し、知見を深めるとともに医療との連携を深めていきます。

※平成28年度当時は情緒障害児短期治療施設、平成29年3月の児童福祉法等の一部改正により名称変更

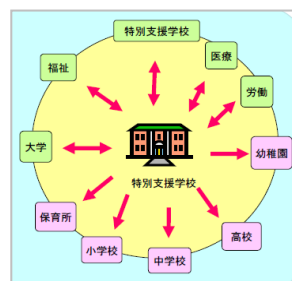
〔重点Ⅱ 取組7-④〕

小・中学校等に対しては、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導・支援の充実を図るため、市町村教育委員会の要望をもとに、「通級による指導」の担当教員の配置に努めます。

コラム 14 特別支援学校のセンター的機能について

千葉県では、特別支援学校のセンター的機能の取組の充実を目指し、平成25年度から3年間研究事業として取り組み、以下の5つの機能を特別支援学校の役割の充実を進めてきました。具体的な成果例として、以下のとおり成果をあげてきました。

- ① 相談機能→小・中学校等教員への支援
- ② 指導・支援機能→通級指導の充実
- ③ 研修機能→小・中学校等教員対象の研修会の充実
- ④ 広報・啓発機能→特別支援教育に関する情報発信
- ⑤ コーディネーター機能→「個別の教育支援計画」の作成・活用を図り、関係者会議主催



<参照ページ>

I 主な取組1、II 主な取組3～7、III 主な取組3、V 主な取組2-③